



Applying IFRS

コロナウィルス感染拡大
における IFRS 会計上の
留意点

2020 年 3 月

目次

1. 背景	2
2. 継続企業	3
3. 金融商品	4
4. 資産の減損.....	11
5. 政府補助金	13
6. 法人所得税	15
7. 保険契約から生じる負債.....	18
8. リース	20
9. 保険による回収	22
10. 不利な契約に関する引当金	24
11. 公正価値測定	25
12. 収益認識	27
13. 後発事象	29
14. 財務諸表の開示に関するその他の規定.....	30
15. その他の会計上の見積り.....	32

1. 背景

現在も感染症の拡大は続いており、ビジネスや経済に及ぼす影響の範囲や期間を現時点で完全に予測することは困難な状況にある。したがって、こうした状況により、IFRS財務諸表を作成する企業は、極めて大きな課題に直面している

現在もコロナウィルスの感染拡大の脅威が拡大している。さらに多くの国が何百万という人々に渡航制限を課し、多くの地域で市民全体に対し検疫防疫措置が講じられている。多くの企業は収益の減少やサプライ・チェーンの分断への対応に追われている。工場の稼働停止による世界のサプライ・チェーンの分断により、すでに多く企業がその脆弱性を露呈している。また、感染拡大により、世界の金融市場や商品市場は著しく不安定な動きを見せている。これらは、コロナウィルスが世界経済にすでに深刻な影響を及ぼしているサインである。各国の政府は、混乱が生じている業界や影響が出ている企業に対して、金融面の支援だけでなくそれ以外の支援を提供する救済策を表明している。

2月に我々は、「Applying IFRS-コロナウィルス感染拡大におけるIFRS会計上の留意点」を公表し、2019年12月31日に終了する年度のIFRS財務諸表を作成する際の財務上の影響を取り上げた。上記のように、状況が新たな局面を迎えていることから、IFRS財務諸表を作成する企業は極めて大きな課題に直面している。

本稿では、2020年にIFRS財務諸表を作成する際に、コロナウィルスの感染拡大に関する財務上の影響に対処するにあたり、企業が考慮すべき会計上の留意点をあらためて説明している。さらに、期中財務報告に関する開示上の留意点についても本稿では取り上げている。取り上げている論点は、当然のことながらすべてを網羅するものではなく、その適用可能性も個々の事実と状況に左右される。

本稿で取り上げている財務報告上の論点、留意点及び検討事項は以下のとおりである。

- ▶ 継続企業
- ▶ 金融商品
- ▶ 資産の減損
- ▶ 政府補助金
- ▶ 法人所得税
- ▶ 保険契約から生じる負債
- ▶ リース
- ▶ 保険による回収
- ▶ 不利な契約に関する引当金
- ▶ 公正価値測定
- ▶ 収益認識
- ▶ 後発事象
- ▶ 財務諸表に関するその他の開示規定
- ▶ その他の会計上の見積り

2. 継続企業

IAS第1号「財務諸表の表示」は、財務諸表の作成に際して、企業は継続企業として存続する能力があるか、さらには、継続企業的前提が適切であるかを経営者に検討することを求めている。さらに、経営者が継続企業的前提が適切でないと判断した場合、又は継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性を認識している場合には、それを開示しなければならない。この重要な不確実性の評価自体が重要な判断を伴う場合には、当該重要な判断に関する開示も求められる。

継続企業の評価は、財務諸表が発行される日まで継続的に行われなければならない

継続企業的前提が適切かどうかを評価するにあたり、IAS第1号は、少なくとも報告期間の末日から12ヶ月の将来に関する入手可能なすべての情報を考慮に入れることを求めている。この評価は、財務諸表が発行される日まで継続的に行われなければならない。なお、リスクの集中及び流動性リスクがもたらす脆弱性に直面している企業は、「3.金融商品」を参照されたい。

評価

経営者は、継続企業として存続する企業の能力を評価しなければならない。その評価を行うにあたり、該当がある場合には、経営者は感染症の拡大が企業の活動にすでに及ぼしている影響及び今後及ぼすと見込まれる影響を、継続企業を前提に財務諸表を作成することの適切性に関する評価に織り込まなければならない。例えば、過去から収益性は高いが資金を外部からの資金調達に頼ってきた企業が、感染症の拡大により報告日以降事業活動を中断している場合、継続企業的前提が適切であることを確認する前段階として、流動性や収益性への影響を含む、現在の不利な状況に関連する幅広い要素を考慮する必要がある。さらに、経営者は継続企業の評価において、影響を受けた企業に政府及び銀行が講じている救済策を含む、報告日後に取得した将来に関するすべての入手可能な情報を考慮しなければならない。

開示

感染症拡大の潜在的な影響を予測することが困難であることを考慮すると、継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義が生じるかもしれない。それでも、企業が継続企業を前提に財務諸表を作成する場合には、経営者が識別している継続企業的前提に関する重要な不確実性を財務諸表利用者が正確に理解できるように、財務諸表にこれらの重要な不確実性の内容を開示しなければならない。

弊社のコメント

感染拡大の影響は、その影響の内容や程度が各社によって異なるため、求められる検討の程度やその結論、必要な開示の水準は、それぞれの事実と状況に左右される。感染症の拡大とそれに伴う不確実性を考慮すれば、財務諸表が発行される日まで重要な判断と評価の継続的な見直しが必要になる。

3. 金融商品

コロナウィルスの感染は拡大し続けており、世界は、感染の拡大に対応して重大な調整局面となっている。結果は予測不能で状況は依然として流動的で変動が大きい、これらの調整(又は措置)は、金融商品の会計処理に直接的な影響を及ぼすかもしれないし、及ぼさないかもしれない。IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品:開示」は、金融商品の会計処理及び関連する開示を取り扱っている。企業は適切な会計処理を慎重に検討しなければならない。銀行の追加的な検討事項についても本セクションで解説している。

集中リスクと流動性リスクによる現在の脆弱性

リスクの集中が存在する企業は、そうでない企業と比べてより大きな損失リスクに直面する。IFRS 第 7 号「金融商品:開示」の第 34 項(c)は、「その他に提供される開示から明らかではない場合、リスクの集中を開示しなければならない」と定めている。企業は以下の情報を含めることを検討しなければならない。

同様に、現在の経済状況では流動性リスクが増加している。したがって、この領域における IFRS 第 7 号に規定される開示では、コロナウィルスの感染拡大による流動性ポジションの変化が反映されることが期待される

- ▶ 経営者がどのように集中リスクを決定しているかに関する記述
- ▶ それぞれの集中に識別される共通した特性の記述(例:取引相手、地理的地域、通貨又は市場)。例えば、共通に見られる特性としては、グループ分けした国、個々の国又は国内における地域ごと、及び(又は)業界ごとの取引相手の地理的な分布状況などに触れているものがある。
- ▶ そのような特徴を共有するすべての金融商品に関連して生じるリスク・エクスポージャーの金額

感染症の拡大が影響する地域又は業界(例えば、航空、ホスピタリティ、旅行業界)における活動の集中を識別している企業のうち、足元の重大な影響が生じるリスクに脆弱であると考えていなかったことから、その集中を従前に開示していなかった企業は、そのような開示を行うことを改めて検討しなければならない。

同様に、現在の経済状況では流動性リスクが増加している。したがって、この領域における IFRS 第 7 号に規定される開示では、コロナウィルスの感染拡大による流動性ポジションの変化が反映されることが期待される。企業は、この開示が継続企業の前提の評価に整合することに留意しなければならない。

IAS 第 34 号「期中財務報告」に従って期中財務諸表を作成する企業について、集中リスク及び流動性リスクが、直近の年次財務報告と比較して著しく変化している場合、企業は、上記の情報を期中財務諸表に開示しなければならない。

資産の分類及びビジネス・モデル評価:売却の影響

企業は、コロナウィルスの感染拡大の結果、借手又は金融資産の発行体の信用度が悪化した場合、IFRS 第 9 号に従って「回収目的で保有」に分類していた投資の処分を決める場合がある。念のためではあるが、売却が信用リスクの増大によるものである場合には、ビジネス・モデルの目的である「回収目的で保有」に整合し得る。金融資産の信用の質は、契約上のキャッシュ・フローを回収する企業の能力に関連しているからである。企業の文書化された投資方針に特定される信用要件をほぼ満たすことがないという理由で金融資産を売却することは、ビジネス・モデルの「回収目的で保有」に整合する一例である。

さらに、特定の期間において売却の頻度や売却額が増加したとしても、企業が売却の理由を説明でき、将来的には売却の頻度又は金額は少なくなることを示すことができるのであれば、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという目的に整合しないと一概に言うことはできない。例えば、感染症の大流行により企業の製品やサービス(例えば、航空券やホスピタリティ関連イベント)の需要が大幅に落ち込んだ場合、企業は一時的に流動性リスクに直面し、回収目的で保有に分類し

た金融資産を売却しても、当該ビジネス・モデルに整合しないということには必ずしもならない。

ここで注意しなければならないのが、金融資産を管理するためのビジネス・モデルの変更による分類変更は、非常に稀であると想定され、企業がその営業活動にとって重要となる活動(例えば、事業の取得、処分又は終了)を開始する、又は中止する場合にのみ生じる。特定の金融資産に関する意図の変更は、たとえそれが市場の状況が著しく変化した状況においても、ビジネス・モデルの変更には当たらない。

契約条件の変更

影響を受けた企業は、営業活動の中断、営業コストの上昇又は収益の減少の結果、キャッシュ・フローに問題が生じる可能性がある。そのような企業は、追加の融資を受ける、既存の債務契約の条件を変更する、又は債務制限条項をもはや満たすことができない場合には債権の放棄を受ける必要がある。その場合、企業は、既存の契約上の取決めの変更が、実質的な条件変更に該当するか、それとも契約の消滅に該当する可能性があるのか(いずれの場合にも、会計処理上の影響が生じる)を判断するために、IFRS 第 9 号の規定を検討する必要がある。

金融負債については、一言で言えば、キャッシュ・フローが消滅した場合(すなわち、契約に定められる義務が履行される、取り消される又は失効する場合)、又は金融商品の条件が実質的に変更になった場合には負債の認識を中止しなければならない。

IFRS 第 9 号は金融負債の条件変更が実質的であるかどうかを判断する際のガイダンスを定めており、当初の実効金利で割り引いた、条件変更前と後のキャッシュ・フローの比較(一般的に「10%テスト」と呼ばれる)が求められる。条件変更前と後のキャッシュ・フローの差異が 10%を上回る場合、当該金融商品の認識は中止されるが、10%テスト以外にもその他の定性的要因で認識が中止される場合もある(例えば、債務が資本性金融商品を組み込むために再構築される場合などが考えられる)。

金融資産については、IFRS 第 9 号は、いつの時点で条件変更による認識を中止しなければならないかに関する明確なガイダンスを定めていない。したがって、定性的な検討を基に独自の会計方針を適用する企業もあれば、「10%テスト」を含めた会計方針を適用している企業も見受けられる。しかし、IFRS 解釈指針委員会は、IFRS 第 9 号の減損規定に潜在的に準拠しない可能性があることから、「10%テスト」を単独で用いることは必ずしも適切ではないと述べている。借手が財務的困窮に陥っている場合に認められる条件変更かどうかに応じて、異なる会計方針を適用することになっている作成者も存在し、そのような条件変更が認められる状況では金融資産の認識の中止が生じる可能性はより少ないと結論付けるものもある。

上記のガイダンスに準拠して、条件変更後の金融資産又は負債に関し認識の中止が生じない場合、当初の実効金利を引き続き使用し、当初の実効金利で割り引いた予想キャッシュ・フローの変動について純損益でキャッチアップ修正することになる。変動金利の金融商品については、市場金利の変動は将来に向かって会計処理する。しかし、その他の契約上の変更(例えば、金利以上のスプレッドの適用)でも、条件変更日時点のキャッチアップ修正が生じるであろう。

ヘッジ会計

事業上の取引が延期又は取り消される、あるいは当初予定より数量が大幅に少なくなる場合がある。財の購入又は売却、見込まれている債務の発行などの取引を、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」又は IFRS 第 9 号に従って会計処理されるキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象予定取引に指定していた場合、企業は、取引が引き続き「非常に可能性が高い予定取引」に該当するかどうかを検討する必要がある。この検討には、関係する数量又は金額が予定より少なくなるか、また予定取引が発生する可能性がもはや存在しないかどうかが含まれる。

すなわち、コロナウィルスの感染拡大が、ヘッジの開始時点で指定された期間に発生するヘッジ対象予定取引の実現可能性に影響を及ぼす場合、企業は引き続きヘッジ会計を、予定取引に、またはその一部に適用することができるかを判断する必要がある。

- ▶ 企業が、予定取引の実現可能性はもはや非常に高いと言えないが、それでもなおその発生が見込まれると判断する場合、企業はヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない¹。その場合、その他の包括利益に計上していたヘッジ手段に生じた利得又は損失の累計額は、予定取引が発生するまで資本に区分して、引き続き計上する。
- ▶ 企業は、予定取引はもはや実現の見込みがないと判断する場合、ヘッジ会計を将来に向かって中止すると同時にその他の包括利益に計上していたヘッジ手段に生じた利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

売却可能に分類された資本性金融商品の減損について保険会社が考慮すべき事項

IFRS 第 9 号により IAS 第 39 号が廃止されたが、IFRS 第 4 号が容認する IAS 第 39 号を今もなお適用している保険会社が数多くある。このことは、上記とは異なる分類及び測定規定、及び異なる減損規定が存在することを意味する。売却可能に分類される資本性金融商品については、公正価値の著しい又は長期にわたる下落は減損の客観的な証拠となり、当該金融商品についてその他の包括利益に認識されていた負の金額は、純損益に組替調整しなければならないことを意味する。何が「著しい又は長期にわたる」になるのかの決定には判断が求められる。「著しい又は長期にわたる」を判断する際の基準は、期間を通じて一貫して適用しなければならない。IAS 第 39 号を適用している保険会社は、変動性の大きい金融市場を考慮し、保有している売却可能資本性金融商品が減損していないか判断しなければならない。

¹ 一部のキャッシュ・フローが発生する可能性がもはや高くないことからヘッジ対象の指定された数量を減少することは、IFRS 第 9 号の「リバランス」(ヘッジの有効性を維持するためにヘッジ対象の指定数量を修正することが容認される)の概念には含まれていないことに留意されたい。

予想信用損失の評価

一定の企業に関し流動性の問題が生じる可能性のある大規模な事業の中断が発生した場合には、サプライチェーンだけでなく企業の信用度にも影響が生じる。多くの企業が人員整理を行わなければならない、その結果、失業者が急増することになり、その影響はリテール・ポートフォリオ（消費者ローン及び住宅担保ローン）へと波及していく。感染症拡大によるローン・ポートフォリオ（例えば営業債権）の信用の質の悪化は、予想信用損失に重大な影響を及ぼす。そうした事態に対処するために、一定の政府や中央銀行が、企業や中小企業、住宅ローンの借手に対する様々な救済措置を打ち出し、商業銀行に対しても対策を講じるように要請又は指示している。

予想信用損失の測定は、幅広い発生しうる結果を評価し、貨幣の時間価値を反映することで算定される、バイアスが存在しない確率加重金額を基に行わなければならない。後述のように、企業は、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関し入手可能となるすべての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮できるよう判断し最善を尽くさなければならない。過去に例をみない状況にあることを考慮すると、企業が予想信用損失を測定するために用いた仮定の透明性のある開示を提供し、感応度に関する開示を提供することが非常に重要となる。

ローン・ポートフォリオ、グループ又は営業債権の再区分

予想信用損失を測定する及び信用リスクが著しく増大しているかどうかを判断するにあたり、企業は、共通する信用リスク特性及びポートフォリオ・ベースで入手可能になる合理的かつ裏付け可能な情報を基に金融商品をグループ分けしなければならない。コロナウィルスの感染拡大で一定のローンや債権のリスク特性が変わる可能性がある。というのも、各借手や顧客は、感染の影響がみられる、感染拡大に影響されやすい事業に従事している、また、影響を受けやすい地域で事業を行っている可能性があるからである。したがって、企業はポートフォリオ（サブポートフォリオ）の区分（再区分）を検討しなければならない。

ローン、営業債権及び契約資産の個別評価と集合的評価

正常ではない状況であることから、企業が特定の取引相手に関するリスク指標の実際の変化を感知するには時間がかかる可能性がある。個々のレベルでまだ感知されていない信用度の変化をより早く反映させるために、借手の業界又は地域などリスク特性を考慮し、集合的にその格付けやデフォルト率を修正することが適切な場合がある。例えば、製品やサービスを航空業界に提供する企業は、個々の取引相手のレベルで識別された特定の事象に関係なく、顧客のデフォルト率が高まっていると考えるであろう。企業はデフォルト率及び予想信用損失の見積りに際して、様々な措置を通じて顧客を支援する国の支援策（例えば、保証をはじめ、借換措置やその他の形式の金融支援）の効果を考慮しなければならない。予想信用損失を見積るにあたり複数の経済シナリオを用いている企業は、状況の変化が反映されるようにそうしたシナリオの見直しを検討しなければならない（詳細なガイダンスについては、下記の「予想信用損失に関する銀行の追加的な検討事項」を参照）。

予想信用損失の測定は、幅広い発生しうる結果を評価し、貨幣の時間価値を反映することで算定される、バイアスが存在しない確率加重金額を基に行わなければならない

支払期間の延長

現在の経済状況を考慮して支払期間が延長される場合、予想信用損失の見積りに生じる影響を判断するために、延長の契約条件を評価しなければならない

現在の経済状況を考慮して支払期間が延長される場合、予想信用損失の見積りに生じる影響及びその他の会計処理上の影響を判断するために支払期間延長の契約条件を評価しなければならない。例えば、債権の支払期間が90日から180日に延長される場合、これが債権の実質的な条件変更該当すると考えられる可能性は低い。しかし、そうした支払期間の延長はデフォルト率の上昇につながり、そのため予想信用損失の測定に影響が生じる。簡易的なモデルを適用していない企業は、支払いの延長の程度及び詳細な条件によっては、支払期間の延長がステージ2に移行する可能性がある。

予想信用損失に関する銀行の追加的な検討事項

借手に与えられる減免その他の救済措置

減免及び救済措置が予想信用損失に及ぼす会計上の影響は、契約内容の詳細に左右される。一部の救済措置(例えば、返済期間の3ヵ月から6ヵ月の延長)は国全体で利用可能で、信用状態に関係なく、すべての借手に一律に適用される。その場合、返済の猶予は、各申請者の状況に関係なく認められることから、それ自体は信用リスクの著しい増大(SICR)を必ずしも示唆するものではなく、信用リスクの著しい増大が存在するかどうかを判断するためには個々の借手の状況の評価が必要がある。しかし、そうした措置は誰にでも提供されるとしても、その便益を受けるためには借手が申請を行わなければならない場合、申請が行われたという事実が信用リスクの著しい増大の兆候になる可能性がある。というのも、借手は契約上の義務を履行するのに救済措置を必要としているということが示唆されるからである。さらに、ある経済環境でその規模の救済措置をすべての借手に提供することは、借手の経済環境が大幅に悪化していることを示唆しており、それは、著しい信用リスクの増大の評価に関し考慮しなければならないIFRS第9号B5.5.17に定められる指標の1つになる。

また、救済措置が一定の要件を満たす企業にのみ提供されるよう状況では、企業は、そうした要件そのものが影響を受けるすべての借手に関し著しい信用リスクの増大を示唆するものであるかを慎重に評価する必要がある。例えば、企業が仮に操業を停止している企業又は雇用を失った個人のみが利用できる救済措置を申請しているとしたら、著しい信用リスクの増大が発生している可能性は高い。一定の業界(例:ホスピタリティ関連企業や旅行業界)におけるすべての関係者に、ローンの支払いの猶予などの救済措置が提供される場合もその一例になる。こうした状況は、その業界に属する借手が、事業破綻のより高いリスクにさらされ、したがって業種としてより高いデフォルト率にさらされていることを示唆している。この場合、他の合理的かつ裏付け可能な情報と組み合わせ、このポートフォリオ又はその一部に属するローン及びその他のエクスポージャーの分類がステージ2になる可能性がある。この評価は、法令により一定の譲歩が課せられているという事実に関係なく行う必要がある。個別のローンが信用減損しており、したがってステージ3に分類すべきかどうかを決定するには、すべての事実と状況に照らし合わせ判断しなければならない。

上記の説明は、救済措置により元本の支払いの猶予が認められるが、金利は引き続き発生する、その一方でその他の措置ではローンの再構築が生じ、貸手の元本又は金利が消失し、その結果、ローンはステージ2ではなくステージ3に分類されることになるという前提に立っている。予想信用損失引当金は、いずれの場合も全期間予想信用損失を反映するが、信用減損ローンについてはそのデフォルト率が100%になることを示す。

これらの措置は、銀行が顧客との関係と支払遅延をどのように管理しているかということと同様に、信用事象のモニタリング及び報告に関するリスク管理方針にも影響を及ぼす。企業はこれらの変化がデフォルトの定義にどのように関係してくるかを評価する必要があり、いずれの場合も、予想信用損失(特にデフォルト時損失率)を見積るのに入手可能となる過去の情報は、感染症の世界的流行の影響により生じる現在の状況を表すものではないことに留意する必要がある。

企業は、こうした異常な状況における会計処理及び救済措置の開示について規定するさらなるガイダンスを基準設定主体が公表する、又は追加的な開示に関するガイダンスを規制当局又は業界団体が公表するかどうかを見守っていかなければならない。

個別及び集合的評価、複数のマクロ経済シナリオ及びマネジメント・オーバーレイ

感染症拡大の影響を個別の評価(例えば、デフォルト率の個別ベースでの見積り)に反映する、将来のマクロ経済状況のシナリオ分析に集合的に織り込む、またマネジメント・オーバーレイを通じて修正すべきかどうかは、事実と状況に左右される。実務では企業はこれらのアプローチを組み合わせて適用する可能性が高い。

正常ではない状況にあることから、銀行が特定の借手のリスク指標の変化を感知し、影響が生じたエクスポージャーの格付けを変更するには時間がかかるであろう。個々のレベルでまだ感知されていない信用度の変化をより早く反映させるためには、借手の業界又は地域などリスク特性を考慮し、集合的にその格付けやデフォルト率を修正することが適切となる。それにより、予想信用損失が修正され、一定のエクスポージャーの著しい信用リスクの増大の引き金になる要因が識別される。

多くの金融機関が、予想信用損失の評価において複数のマクロ経済シナリオを検討する。現在の状況が、前年度末の予想信用損失の見積りに用いられたシナリオに織り込まれている可能性は低く、シナリオの見直しが必要になる。様々なシナリオのためのGDP予測値を更新する以外にも、コロナウィルスの感染拡大が特定の業種、地域及び借手にどのように影響を及ぼすかを見積ることが課題になる。失業率や金利などのマクロ経済変数及び石油価格など業種特有の変数などその他のマクロ経済変数とGDPとの関係は、過去に経験してきたものや現在の経済予測モデルに使用されているものとは別物になる可能性が高い。マクロ経済シナリオに割り当てられる確率加重も再考する必要があるかもしれない。

さらに、これらのモデルで十分捕捉しきれないリスクを予想信用損失に組み込むために、トップダウン型の「マネジメント・オーバーレイ」の使用を検討することも適切となる。オーバーレイを見積るにあたり、企業は、例えば、2003年のSARSの発生など同様の事象の影響をはじめ、過去の経験を検討する。しかし、世界的に流行しているというコロナウィルスの感染拡大の性質、及びその影響の深刻度は、直近の同様の事象と直接比較可能ではないことは明白であるように思われる。そのため、内在する不確実と潜在的な結果の非線形がオーバーレイに確実に反映されるように、今後6ヵ月に発生すると思われる事項を複数の考え得るシナリオにプロットするとともにそれらのウェイト付けを行うことも適切となる。

しかしながら、コロナウィルスの影響額を見積るにあたり、企業は個別の評価、マクロ経済シナリオ及びマネジメン・オーバーレイに適用した様々な仮定の影響額を二重計算しないようにしなければならない。

デフォルト時エクスポージャーとデフォルト時損失率への影響

個別評価と集成的評価の両方に関し、感染拡大が担保物件と保証の価値(例:株価や社債価格、不動産価値及び保証人の信用度)に及ぼす影響を考慮し、信用補完がデフォルト時損失率に及ぼす影響を検討しなければならない。さらに、コロナウィルスの感染拡大により企業に直接的又は間接的に生じた損失を補填する一定の形態の政府援助が一定の国や地域で発動される可能性がある。そのような場合、これらの措置がローンに不可欠となる保証として会計処理され、デフォルト時損失率に影響を及ぼすのか、あるいはIAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従って別個の補填資産又は政府補助金として認識すべきかどうかを判断するために、具体的な事実と状況の分析が求められる。

デフォルト時エクスポージャーの見積りも、特にローン・コミットメント及びその他の種類の与信枠(例えば、現在の口座の貸越枠やクレジット・カードなどのリボルビング信用供与)について見直さなければならず、マクロ経済環境が悪化すると、引出額が増加し、その期間も長期に及ぶ。

開示

判断や見積りに内在する不確実性の水準や感応度を考慮すると、予想信用損失を見積る上で使用した主要な仮定や行った判断の開示は特に重要である。直近の年次財務諸表における主要な仮定、判断及び見積りと比較の上、重要性のある見直しが行われている場合などが特にこれに該当する。例えば、複数の経済シナリオ及びそれらのシナリオの確率加重に用いられた主要なマクロ経済上のインプットの値、特定の業界や地域ごとの課題がどのように考慮されたかを判断するために用いられた仮定及びマネジメン・オーバーレイの影響がこれに含まれる。

さらに、企業は、政府により行われた救済措置を含む、借手に提供された重要な救済措置の内容、及びそれらが減免に該当するのか、契約の実質的な条件変更になるのか、ステージ区分への影響及び全体の予想損失への影響をどのように評価したのかを、財務諸表の利用者が理解できるように開示しなければならない。

弊社のコメント

コロナウィルスの感染拡大が予想信用損失に与える影響を評価するには、特に直近の類似する事象と直接比較することができないことから、相当の判断が求められる。企業はマクロ経済シナリオを更新し、これらのモデルで十分捕捉しきれないリスクを予想信用損失に組み込むために、トップダウン型の「マネジメン・オーバーレイ」を使用することを検討しなければならない。判断や見積りに内在する不確実性の水準や感応度を考慮すると、予想信用損失を見積る際に使用した主要な仮定、判断や救済措置の影響の開示は特に重要となる。

4. 資産の減損

企業が使用又は売却のいずれかで資産の帳簿価額を回収することができない場合、資産は減損していることになる。企業は、減損テストのために資産の回収可能価額を見積る。回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値(FVLCD)と使用価値(VIU)のいずれか大きい方となる。使用価値は、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値と定義される。資産の使用価値の計算には、予想される将来キャッシュ・フローの見積り及びそうしたキャッシュ・フローの起こり得る変動に関する期待値を組み込む。

IAS 第 36 号「資産の減損」は、企業は各報告期間の末日時点で、企業の非金融資産に減損が存在しているかどうかを評価しなければならないと定めている。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、IAS 第 36 号は毎年減損テストを行うことを求めている。IAS 第 36 号が適用される他の種類の資産については、各報告日時点で減損の兆候が存在するかどうかを評価しなければならない。兆候が見られる場合のみ、減損テストを実施する。

報告期間後の事象及び報告期間後に入手される情報は、報告期間の末日時点で存在していた状況に関する追加的な証拠を示す場合にのみ、減損の兆候に関する評価において考慮する。同様に、資産の回収可能価額の算定において、報告期間の末日時点でそのような状況が存在していた場合にのみ、報告日の後に入手した情報を考慮する。この評価を行うには、すべての事実及び状況に関する判断が求められる。

使用価値を基に回収可能額を見積る場合、予測されるキャッシュ・フローは、資産の残存耐用年数にわたって存在する経済状況に関する経営者の最善の見積りを反映するものでなければならない

減損の兆候の存在

上述のとおり、企業は報告日時点で、減損の兆候が存在しているかどうかを評価しなければならない。現在の感染拡大の動きでは、株価やコモディティ価格の下落、市場金利の低下、製造工場の稼働停止、店舗の閉鎖、需要の低下、財やサービスの販売価格の下落など、資産が減損している兆候を示す、外部及び内部の情報源が存在する。

測定

減損損失を測定する際に、企業は資産の回収可能価額を算定しなければならない。FVLCD は、IFRS 第 13 号に定義されている公正価値であり、これについては本稿のセクション 11「公正価値測定」において説明している。VIU の見積りにおいては、資産の使用及び最終的な処分から生じる将来のキャッシュ・インフロー及びアウトフローを見積り、そのキャッシュ・フローを適切な割引率で割り引く必要がある。

回収可能価額が使用価値を基に見積られる場合、会計上の見積りに関する検討事項が適用される。予測されるキャッシュ・フローは、資産の残存耐用年数にわたって存在する経済状況に関する経営者の報告期間の末日時点の最善の見積りを反映するものでなければならない。現在の不確実な状況では、将来のキャッシュ・フローの予測又は予算を作成することが重要な課題になると見込まれる。こうした状況では、現在の不確実性を反映するために、確率加重したシナリオに基づく予想キャッシュ・フロー・アプローチは、使用価値を見積る場合の単一の最良の見積りよりも適切となる可能性が高い。

のれんなど、多くの資産の残存耐用年数は長期にわたるため、企業は、短期的な影響だけでなく、特に長期的な影響についても考慮しなければならない。

開示

現在の状況が不確実性を増せば増すほど、想定した仮定、その基礎となる証拠及び重要な仮定の変更の影響(感応度分析)の詳細な開示を提供することがより一層重要になる。

判断や見積りに内在する不確実性の水準や感応度を考慮すると、回収可能価額を見積る上で使用した主要な仮定や行った判断の開示は特に重要となる。最新の年次財務諸表に適用された主要な仮定、判断及び見積りと比較して、重要性のある見直しが行われる場合は特にこのようなケースに該当する。これには例えば、主要な仮定の値及び予測結果アプローチを用いる複数のシナリオの確率加重が含まれる。

弊社のコメント

感染が拡大し、先行きの状況が予測できないこの段階では、経営者は、減損テストに際し、報告日時点で存在している状況を反映するような、合理的な仮定を主張するためには、相当の判断を行使しなければならない。現在の状況ではこれらの仮定の大多数が非常に大きな不確実性にさらされていると思われる。よって企業は、仮定及び感応度について詳細な開示を提供することを検討しなければならない。

5. 政府補助金

規定

IAS第20号は、政府補助金の会計処理及び開示、ならびにその他の形態の政府援助の開示に適用される。IAS第20号の会計上の定めは政府補助金にしか適用されないことから、政府補助金とその他の形態の政府援助の区別が重要になる。政府補助金とは、企業の営業活動に関する一定の条件を過去に満たしていること、又は将来において満たすことの見返りとして行われる企業への資源の移転をいう。政府補助金は、交付金、助成金又は奨励金と称されることもあり、その他の形態の政府援助とともに、多くの場合、民間部門の企業に、もし仮にそうした援助が与えられなければ通常は取らないであろう行動を企業が取るよう奨励することがその目的になる。

SIC 第 10 号「政府援助—営業活動と個別的な関係がない場合」は、一定の国において、政府援助が企業に提供されるが、特定の地域又は産業において営業活動を行うという以外に、その営業活動に関しかなる条件も付帯しない状況を取り扱っている。

範囲

現在、多くの国の政府や機関並びにこれと類似する組織が、コロナウイルス感染の世界的流行に関し、企業を支援するために必要な措置を打ち出している（または打ち出す見込みである）。これらの措置には、直接の交付金、免税、減税や税額控除、未使用の繰越欠損金の使用可能期間延長、賦課金の減免、賃料の引下げや支払猶予、低金利融資などが含まれる。

低金利融資の便益は IFRS 第 9 号及び IAS 第 20 号に従って会計処理されるものの、すべてのこうした措置が政府補助金として会計処理される訳ではない。例えば、法人所得税減税は、IAS 第 12 号「法人所得税」に従って会計処理され、賃料の引下げや支払猶予は、IFRS 第 16 号「リース」に従って会計処理されると考えられる。したがって、企業は適切な会計基準を適用するためにすべての事実と状況を慎重に分析しなければならない。本セクションでは IAS 第 20 号に定められる政府補助金の会計処理についてのみ解説し、IAS 第 20 号以外の会計基準が適用される措置の会計処理については他のセクションで詳述している

貸借対照表における認識

企業は政府補助金の付帯条件を遵守すること及び補助金を受領されることについて合理的な保証がある場合にのみ、政府補助金を資産として認識する。例えば、政府が影響を受けた企業に特別交付金を配ることを決めた場合、企業が交付金を受け取る資格があり、補助金に付帯する条件が満たされるということが確認された場合にのみ、政府補助金を認識することができる。コロナウイルスに関連して交付金が特定の条件なしに企業に提供される場合、補助金の受領が合理的に確実になった時点で資産として認識できる。しかしながら、補助金の受領それ自体は、補助金に付帯する条件が満たされている、又は満たされることの決定的な証拠を提供することはないということに留意することが重要である。

損益計算書における認識

政府補助金は、企業が、補助金が補填を意図する関連コストを費用として認識する期間にわたって規則的に純損益に認識しなければならない。補助金がすでに発生している費用や損失に関係する、又は将来的に関連するコストが発生することはないと見込まれる企業に緊急の財務支援を提供するためのものである場合、補助金は受け取りが可能になった時点で収益に認識しなければならない。

コロナウイルスの感染拡大が多くの企業の事業活動に深刻な影響を及ぼしていることから、多くの国の政府や機関並びにこれと類似する組織が、企業を支援するために必要な措置を打ち出している（または打ち出す見込みである）。しかし、これらの措置のすべてが政府補助金とみなされるとは限らない。企業はそれらの措置を慎重に検討し、会計処理にあたり、いずれの会計基準に準拠しなければならないかを判断しなければならない

政府は、企業の設備投資に関する交付金を提供することで経済活動を刺激する決定を行う場合がある。これらの交付金が、企業が長期にわたって使用する資産への投資に関係するものである場合、補助金は、取得した関連資産の耐用年数にわたり純損益に認識しなければならない。

測定

現金給付による支援や交付金はその公正価値で測定する。しかし、政府補助金には他の形態によるものも存在する。例えば、政府補助金が低金利の公的融資の形態を取る場合、融資は IFRS 第 9 号に従って(公正価値で)認識し測定しなければならず、そのようにして認識された当初帳簿価額と実際の受取金との差額を政府補助金として取り扱う。あらかじめ定められた条件に従って返済が免除される、政府からの返済免除条件付融資は、当初 IFRS 第 9 号に従って金融負債として会計処理され、企業が返済免除条件を満たすという合理的な保証が存在する場合にのみ政府補助金として会計処理される。政府補助金が、企業が使用する工場や設備など非貨幣性資産の移転の形態を取る場合、企業はこうした援助を非貨幣性資産の公正価値で会計処理するか、又は額面金額で会計処理をするかについて、会計方針の選択を行う。

表示

資産に関する補助金は、財政状態計算書において、次のいずれかの方法で表示する。

一 補助金を、資産の耐用年数にわたって収益として認識される繰延収益として独立掲記する

一 資産の帳簿価額から補助金を控除する。その場合、当該補助金の便益は減価償却の減額として純損益に表示される

収益に関する補助金は、独立科目として、又は「その他の収益」のような一般的な科目名の下で収益の増加として、あるいは関連する費用の減額として、損益計算書に貸方表示する。

開示

IAS第20号は以下の情報の開示を求めている。

- ▶ 政府補助金に関して採用した会計方針及び財務諸表における表示方法
- ▶ 財務諸表に認識した政府補助金の内容及び金額並びに他の形態の政府援助で企業が直接便益を受けたものの説明
- ▶ 認識した政府補助金に付帯する未達成の条件及びその他の偶発事象

弊社のコメント

IAS 第 20 号を適用しなければならないかどうかは、政府機関やこれと類似する組織を含む、政府からの特定の措置に伴う事実と状況により決まる。企業は適切な会計処理を決定するためにすべての事実と状況を慎重に分析する必要がある。

6. 法人所得税

直近の政府のコロナウイルス感染拡大への対策には、法人所得税の減税やその他の還付が含まれる。企業は、これらの法改正が法人所得税の会計処理に及ぼす影響を慎重に検討する必要がある

規定

世界中の政府が幅広い景気刺激策を打ち出している。直近の政府のコロナウイルス感染拡大対策には、法人所得税の減税やその他の還付が含まれる。企業は、これらの法改正が法人所得税の会計処理に及ぼす影響を慎重に検討する必要がある。IAS第12号は、当期及び過去の期間における当期税金負債及び資産を、報告期間の末日までに制定された又は実質的に制定されている税率及び税法を使用して、税務当局に納付する(又は税務当局から還付される)と予想される額で測定しなければならないと定めている。繰延税金資産及び負債も同様に、報告期間の末日までに制定された又は実質的に制定されている税率及び税法を使用して、資産が実現される、又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率で測定しなければならない。

IFRIC 第 23 号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」は、企業に、税務当局が不確実な税務処理を容認する可能性が高いかどうかを検討することを求めている。税務当局がそのような不確実性のある税務ポジションを容認する可能性が高くないと企業が結論付ける場合には、不確実性の影響を、企業の法人所得税の会計処理に反映しなければならない。

実質的に制定されているか否か

国や地域によっては、政府による税率(及び税法)の公表が、実際の制定と同じ効果を有する。そのような状況では、税金資産及び負債は、公布された税率を用いて測定しなければならない。しかし、必ずしもこれに該当しないケースもあるため、企業は税金の軽減措置(例:税率の引下げ)がそうした国や地域ではいつの時点で実質的に制定されたことになるのかを、例えば特定の法域内での立法手続き及び、法律が実質的に制定されているとみなされるタイミングについてのコンセンサスを考慮しながら、検討する必要がある。

認識

税金の軽減措置に付帯する条件

政府によっては、税金の軽減措置がコロナウイルスの感染拡大に影響を受ける企業のみ適用されるように、一定の適格要件、例えば、特定の業種又は一定の規模(例えば売上ベース)であること、又は一定の金額以上の経済的影響を受けた企業であること等の要件を設けることがある。この場合、企業が要件を満たすかについて不確実性が生じる可能性があり、企業にとって、例えば、当該税務期間に税金の軽減措置を受けるための設定された収益基準額を下回っているかどうかなどについて、法人所得税ポジションの評価の際に判断及び見積りを行う必要性を生じさせる可能性がある。企業は、税務当局がその税務ポジションを容認する可能性が高いかどうかを判断する必要がある。容認する可能性が高くない場合には、IFRIC 第 23 号は、不確実な税務ポジションについて追加の負債を認識すべきかどうかを判断するよう企業に求めている。不確実な税金資産の認識にも同じ規定が適用される。

税額控除

税金の軽減措置が税額控除の形態を取ることもある。税額控除は IFRS において定義されておらず、企業は、税額控除の受領をどのように会計処理すべきかにつき判断を行使する必要がある。税額控除は、IAS 第 12 号に従って税金負債の減額として会計処理されるべきこともあれば、軽減措置が現金給付の形を取るか、又は税金に必ずしも関連しない条件が紐づいている(例えば、承認された研究開発関連活動への支出)など、政府援助としての性質を示唆する場合には、IAS 第 20 号に従って政府補助金の受領として会計処理されるべき場合もある。IAS 第 12 号の対象となりうる税額控除は、例えば課税所得等に基づき納付すべき税金を減少させるような仕組み(税金を納付するのに十分な資金がない場合、不足する額を減免するか、将来に繰延べることになる)であることや、税金に関連しない条件が紐づくことがほぼない、といったような特徴を有する必要がある。反対に、IAS 第 20 号に従って処理される税額控除は、多くの場合、納付が難しい税額に相当する金額は現金で直接給付され、往々にして税制とは関連のない条件が課されることが多い。いずれの場合でも、特定の軽減措置に関するすべての事実及び状況を、取決めの実態を評価する際に考慮しなければならない。

測定

当期税金及び繰延税金の残高

2020年に入り、多くの政府が税金を通じた景気刺激策を打ち出している。12月を決算期とする企業の場合、これによる当期税金残高及び2019年12月31日時点の繰延税金残高の測定に影響が出ることはないと思われる。税率の引下げなど一定の税金の軽減措置は過年度に関係する場合もある。IAS第12号は、これらの残高は、報告日時点ですでに制定されている税率及び法律に従って測定すると定めていることから、過去の課税年度に関する影響は、法律の改正が実質的に制定された会計年度にのみ計上する。

2020年に報告期間が終了する企業は、2020年に入り公表された税金の軽減措置が報告期間末時点より前に実質的に制定されているかどうかを検討する必要がある。すでに述べたように、企業は自身の国や地域において「実質的に制定されている」ということの意味に関して形成されている一定のコンセンサスを考慮する必要がある。報告日までに実質的に制定されていると判断された場合、当期税金残高及び繰延税金残高は、景気刺激策における軽減税率などの優遇税制に基づき測定されることとなる。

累進的な税率の引下げなど税金の軽減措置が、複数回・複数年にわたって段階的に導入される場合、繰延税金残高の戻入れの時期もまた慎重に評価する必要がある。

税金の繰越欠損金

税務上の繰越欠損金が将来実現する可能性を評価する際、企業は、コロナウィルスの感染拡大の結果生じている厳しい経済状況が報告日時点で存在していたかどうかを検討する必要がある。報告日時点で存在していた場合には、企業は、課税所得及び将来加算一時差異の解消の予測において景気見通しの悪化を考慮する必要がある。報告日時点では存在していなかったと判断した場合、当該事象は修正を要する後発事象には該当しないが、企業は、後発事象の内容に関する開示を検討すべきである。

開示

後発事象に関する開示に加えて、コロナウィルスの感染拡大の影響を受けた企業に関しては、以下のような開示項目が必要になる。

-過年度と比較した適用税率の変化に関する説明

-税務上の繰越欠損金の額及び失効日

-当期に企業に損失が生じた場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容

企業は、上記の事項の適切な会計処理を決定するにあたり行った重要な判断や見積りの内容の開示についても検討すべきである。税法が報告日時点で実質的に制定されていたか及び法人所得税額控除の会計処理の決定も、そうした判断の対象になる。

弊社のコメント

企業は、コロナウィルスの感染拡大への政府の対応の一環で税率及び税法の改正が報告日時点で実質的に制定されていたかどうかを判断する必要がある。減税措置や還付を、法人所得税費用の減額又は政府補助金の受領のどちらとして会計処理すべきかを判断するために、政府の減税措置や還付の特性を慎重に検討する必要がある。そうした新たな政府の対策で生じる法人所得税に関する不確実性により、企業は、当期税金及び繰延税金資産又は負債を異なる金額で認識し測定すべきかを検討しなければならない。

7. 保険契約から生じる負債

IFRS 第 4 号「保険契約」は、保険契約を発行する企業に、発行する保険契約から生じる権利及び義務を会計処理することを求めている。コロナウィルスの感染が拡大している現在の状況は、幅広い商品ラインを有する企業の保険負債に影響を及ぼす。例えば、生命保険や医療保険を発行する企業は、コロナウィルスが保険契約者の健康状態に及ぼす影響により、保険金請求の増加に直面するであろう。また、コロナウィルスにより生じる混乱に起因する事象に対して保険による補償を提供している場合も（例えば、休業保険、イベント中止に関する保険、旅行保険及び信用保険）、保険金請求の増加により影響を受ける可能性がある。しかし、コロナウィルスは新型の疾病であることから、保険契約者が保険会社に保険金を請求できるかどうかは、契約条件からは明確でない可能性がある。企業は、契約に定められる企業の義務に影響を及ぼす現地の当局（例えば、政府、規制当局、保健・医療に関する行政機関）の解釈、指令又は規則を検討する必要がある。

測定

保険契約を発行する企業は、企業固有の会計方針に基づき、コロナウィルス感染症の拡大及びそれに伴い生じる混乱が保険負債に及ぼす影響を評価する必要がある。この評価には、負債十分性テストへの影響を含む。また、この評価においては、少なくとも、報告済みの保険金への影響、既発生未報告の保険金への影響、予想される将来の保険金の見積りに関する仮定への影響、さらに企業の保険金請求に関する事務処理費用に生じる影響を含む、様々な要因を検討する必要がある。企業が保有する保険契約から生じるリスクに関して再保険を掛ける場合、保有する再保険契約から生じる資産の回収可能性を検討しなければならない²。これらの影響額を算定する際には、保険契約の条件だけでなく、それらの条件に関する現地の当局の解釈、指令又は規則の影響を考慮する必要がある（上記参照）。保険負債の測定に関する企業の会計方針に、市場変数の最新の見積り、例えば、金利や株価を使用する場合、企業は、市場の動向がそれらの変数に及ぼす影響を測定に反映しなければならない。

また、コロナウィルスにより後発事象が生じるかについても評価し、財務諸表への影響を判断する必要がある。感染の世界的な流行が続き、状況が急速に変化していることから、2020年の初頭に報告日（例えば、2020年3月31日）を迎える期中財務諸表又は年次財務諸表を作成する企業は、後発事象の検討に関して非常に難しい状況に直面することになる。保険者は、後発事象が修正後発事象になるのか、それとも修正を要しない開示後発事象になるのかを、IAS 第 10 号「後発事象」（セクション 13）に従って判断するにあたり、それらの後発事象の内容と影響を慎重に分析しなければならない。また、セクション 3 における、売却可能に分類された資本性金融商品の減損に関する保険会社の検討事項も参照されたい。

保険契約を発行する企業は、企業固有の会計方針に基づき、コロナウィルス感染症の拡大及びそれに伴い生じる混乱が保険負債に及ぼす影響（保険負債の負債十分性テストに生じる影響を含む）を評価する必要がある

² 出再保険者が保有する再保険契約における状況以外の、保険契約者の補填を受ける権利はセクション XYZ ですでに解説している。

開示

企業は、見積りに用いた仮定を開示するとともに、不確実性を明確に示し、代替の仮定を用いた場合の保険負債の測定額の感応度を説明しなければならない。その際に、これらにコロナウィルスの影響を織り込むことで、どのような影響が生じるかを説明する必要がある。保険リスクの集中、クレーム・ディベロップメント、信用リスク、市場リスク及び資本などの他の開示項目についても、影響が生じると思われる。

たとえ保険会社に生じる影響の範囲は完全に明確になっている訳ではなく、影響に関する数多くの不確実性が存在していたとしても、これらの不確実性及びそれらの考え得る影響を説明する開示も必要になるであろう。このような開示には、報告期間後に生じた状況に関する事象だけでなく、報告期間末に存在していた状況に関する事象についても、報告日後に生じた状況に係る事象の説明を含める必要がある。

弊社のコメント

保険会社は、感染症の拡大による保険契約者の健康状態の変化に関する補償から、世界的流行による混乱に係る事象に関する補償まで、幅広い保険の補償を提供しているため、コロナウィルスの感染拡大に影響を受けることになる。しかし、こうした状況から保険会社には様々な課題が生じることになり、その影響は、保険負債の会計処理への影響よりはるかに広範なものになると予想される。例えば、企業は新しいリスクを識別、観察し、保険ビジネスに生じる影響の大きさを判断しなければならないであろう。また、金融市場の動向が資産・負債の ALM 戦略に及ぼす影響についても対処しなければならない。

コロナウィルスの急速な拡大とその影響を封じ込めるために講じられている対策の範囲を考慮すると、保険会社は、翌期以降の保険負債に生じる影響の不確実性を予測するとともに、感染拡大の状況を詳細に観察し、感染拡大が保険負債の会計処理に影響を及ぼすかどうかを判断する必要がある。

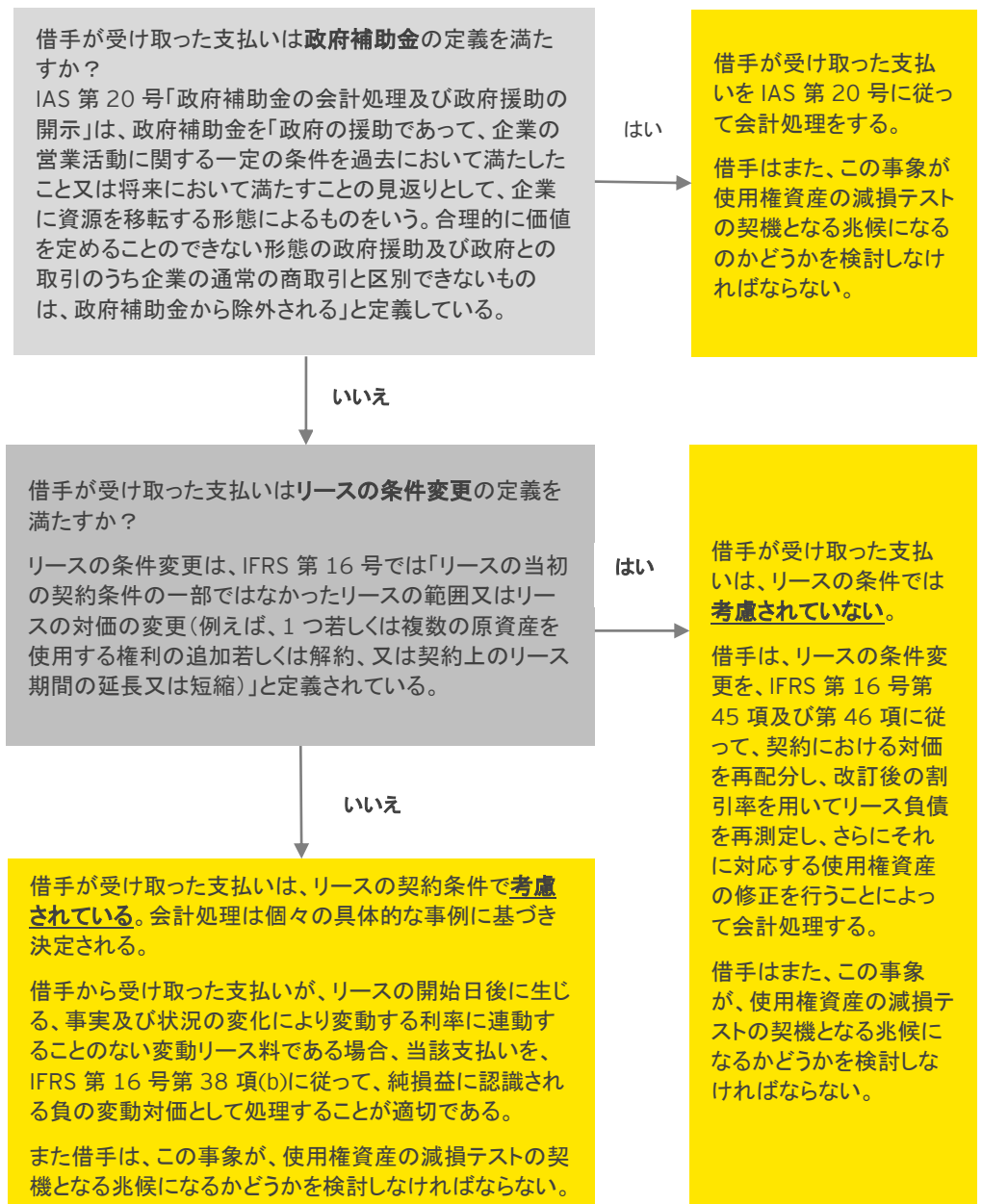
8. リース

借手が受け取った支払い

リースの借手が支払いを受け取った場合、IFRS 第 16 号が、当該支払いに適用されるかどうかを評価する必要がある。国や地域によっては、現地の当局が、経済を支えるために借手等に交付金を給付する政策を実行している場合があり、そうした政府からの支払いの受取りは IAS 第 20 号に従って会計処理されることになる。これに関する会計上の検討事項の説明についてはセクション 5 を参照されたい。

リースの貸手が借手に支払いを行い IFRS 第 16 号が適用される場合、借手及び貸手はリースの当初の契約条件を検討することによって、リースの条件変更が存在するかどうかを評価する必要がある。例えば、多数のフライトのキャンセルがある時に、空港内の小売スペースの貸手が、借手に支払いを行うことがあり、そうした支払いが契約の条件において考慮されていない場合がある。リースが条件変更に該当するかどうかを評価するにあたり、特定の状況においては、リースにおける義務の一部を停止する、又は追加的な権利を定める不可抗力条項を含む契約の条件を、慎重に評価する必要がある。

図 1: 借手が受け取った(又は受け取る)支払いの評価



リースの条件変更は、リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲又はリースの対価の変更をいう

IFRS 第 16 号では、リースの条件変更とは、「リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲又はリースの対価の変更」をいう。別個のリースとして会計処理されないリースの条件変更については、リースの条件変更の発効日時点で借手は、条件変更後の契約対価を配分し、条件変更後のリース期間を決定し、改訂後の割引率を用いて改訂後のリース料を割り引くことによってリース負債を再測定しなければならない。仮に条件変更に伴いリースの範囲が減少する場合には、借手は、リースの一部又は全部の解約を反映するように使用権資産の帳簿価額を減額しつつ、リース負債の再測定を会計処理し、差額は一部又は全部の解約に係る利得又は損失として純損益に認識する。借手は、その他のすべての条件変更については、対応する金額を使用権資産で調整する。

弊社のコメント

リースの条件変更では、改訂後の割引率を用いてリース負債を再測定することが求められる。一般的にリースの計算利率を、借手が容易に算定することができないことを考えると、借手は改訂後の追加借入利率を算定することが必要になる。コロナウィルスの感染拡大は、市場のボラティリティを増幅させており、多くの国や地域の中央銀行が政策金利の引下げを行っている。こうした状況では、改訂後の追加借入利率の評価についても、判断を要する。

9. 保険による回収

規定

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って、引当金を決済するために必要となる支出の一部又は全部が他の者から補填されると見込まれる場合には、企業が債務を決済すれば補填を受けられることがほぼ確実なときに、かつそのときにのみ、補填を認識しなければならない。引当金の金額から、見込まれる補填の額を減額してはならない。その代わりに、補填は別個の資産として扱い、補填として認識する金額は引当金の金額を超えてはならない。

企業が債務を決済する補填を受けられることがほぼ確実なときに、かつそのときにのみ、補填を認識する

偶発資産は、「過去の事象から発生し得る資産のうち、その存在が確認されるのが、企業が完全には統制できない将来の 1 つ又は複数の不確実な事象の発生又は不発生によってのみであるもの」と定義されている。企業は実現しない可能性のある収益を認識する結果となるため、偶発資産を認識しない。しかし、収益の実現がほぼ確実になった場合、関連する資産はもはや偶発資産ではなく、それを認識することは適切である。偶発資産は、経済的便益の流入の可能性が高い場合には、開示しなければならない。企業は、進展状況が適切に財務諸表に反映されるようにするために偶発資産を継続的に評価していく必要がある。(従前は可能性はあったが、その可能性が高くなかった)経済的便益の流入の実現可能性が高くなった場合には、企業は偶発資産を開示しなければならない。経済的便益の流入の発生がほぼ確実になった場合には、当該資産及び関連する収益を、変化が発生した期間の財務諸表に認識する。

認識

企業は、コロナウィルスの感染拡大により損失を招く可能性がある。例えば、地方自治体の要求により生産設備の稼働を停止しても、企業には人件費、賃料及び固定資産税など費用が継続して発生する。企業は多くの場合、事業の中断やその他の事象から生じる損失リスクを低減又は緩和するために保険契約を締結する。

保険金請求の会計処理は、請求の性質、受取金額(又は見込まれる金額)及び損失及び対応する保険による回収の時期を含む、様々な要因に基づき異なる。さらに、保険金収入の会計処理も、ある状況における特定の種類の損失に対する補償範囲の評価及び保険金請求を満たす保険者の能力の分析に影響される。

状況によっては、補填される費用が発生する時点で、補填の認識要件が満たされるということが明らかである場合がある。また、補償される損失の性質及び水準に関する幅広い様々な条件があるため、企業の事業中断に関する方針や条件について、慎重な分析が求められる場合もある。通常、長期間にわたって測定される、逸失利益や営業利益を補償する保険証券では、過年度の同様の期間との比較が求められる。このような場合、保険証券の条件に定められる測定期間中に収益又は営業利益が回復した場合には、いかなる補填も提供されない。例えば、四半期ごとの測定期間を定める保険証券での保険金請求は、小売業者が 1 ヶ月分の収益全部を失うが、四半期末時点までにその収益を回復する場合には、有効にならないであろう。

損失の認識(及び測定)に関する決定は、受け取ることになる補填の認識に関する決定とは無関係に行われる。損失を計上する際に潜在的な収益を考慮することは適切でない。

IAS 第 37 号は、偶発資産の認識を禁止している。そうした状況では、保険による回収の認識は、その実現がほぼ確実で、保険による回収がもはや偶発資産でなくなる場合にのみ適切となる。「ほぼ確実である」は IAS 第 37 号では定義されていないが、「可能性が高い」よりそのハードルは確実に高くなり、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の付録 A の「著しく可能性が高い」という用語³よりさらに困難なものになる。「ほぼ確実である」とは、残りの不確実性が無視できる程度で 100%に近いと解釈するのが妥当である。実務では、それぞれのケースをその実質に即して評価しなければならない。潜在的な保険による回収に関しては、インシデントに関して有効な保険証券が存在し、請求が保険者により決済されると判断するには、保険者が請求を補償することが確認できる証拠が求められる。

従前は可能性が高くなかったが、その後受け取る可能性が高くなった場合でも、それが依然として偶発資産である場合、その場合にのみ開示が必要となる。この評価は、報告期間の末日後、財務諸表の承認日前に入手可能となる情報の分析にも適用される。IAS 第 10 号を適用して、翌期に入手可能となる、保険による回収に関する情報は、報告期間の末日時点で存在していた状況の証拠を提供し、実現がその時点でほぼ確実である場合にのみ、資産が認識される。例えば、この種類の損失を補償するという確認を、保険者から後で入手したとしても、それは報告期間の末日時点での補償の存在の証拠を提供する。

測定

企業はコロナウィルス感染拡大の影響の少なくとも一部を、有効な保険証券の下で補填されることがほぼ確実であるということが明確になった時点で、受け取る金額についての不確実性を、保険金請求額の測定に反映しなければならない。

表示

財政状態計算書に関しては「相殺」は容認されておらず、保険の補填資産は、いかなる引当金とも別個に分類する。しかし、引当金に関する費用は、対応する補填額を控除した金額で、損益計算書に表示することができる。

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」に従って、営業活動から生じるキャッシュ・フローは、企業の主たる収益獲得活動及び、投資活動又は財務活動ではない活動からのキャッシュ・フローである。保険金収入が事業の中断に関係する場合、それに対応するキャッシュ・フローは、営業活動から生じるキャッシュ・フローに分類する

弊社のコメント

多くの場合、保険証券の条件は複雑である。潜在的な保険による回収に関しては、インシデントに関し有効な保険証券が存在し、請求が保険者により決済されると判断するには、保険者が保険事故を補償することを確認する証拠が求められる。

企業はコロナウィルス感染拡大の影響の少なくとも一部を、有効な保険証券の下で補填されることがほぼ確実であるということが定まった時点で、受け取る金額についての不確実性を、保険金請求額の測定に反映しなければならない。

³ IAS 第 37 号の第 23 項により、事象が発生する可能性の方が高い場合には、可能性が高いとみなされる

10. 不利な契約に関する引当金

規定

不利な契約とは、契約による債務を履行するための不可避的なコストが、当該契約により受け取ると見込まれる契約的便益を上回る契約をいう。契約における不可避的なコストは、契約から解放されるための最小の正味コストを反映し、それは契約履行のコストと契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方となる。不利な契約を有している場合、企業は IAS 第 37 号に従って当該契約による現在の債務を引当金として認識し測定しなければならない。不利な契約に対する別個の引当金を設定前に、企業は、当該契約に専用の資産に発生している減損損失を認識する。減損の検討事項の詳細はセクション 5 を参照されたい。

認識

コロナウィルスの感染拡大の 1 つの重要な影響は、世界のサプライ・チェーンの混乱である。例えば、製造企業が固定価格で製品を販売する契約を有しており、地方自治体の要求により製造施設が閉鎖される場合、代わりに著しく高いコストで第三者から製品を調達しなければ、それらを引き渡すことができなくなる。この場合、不利な契約に関する引当金は、契約を解約する違約金又は契約を履行する正味コストの現在価値のいずれか低い方(すなわち、製品を調達するコストのうち受け取る対価を上回る金額)を反映する。企業をその債務から免除する特別な条項(例: 不可抗力条項)が存在するかどうかを判断するには契約書の精査が必要となる。他の当事者に補償を行うことなしに、取り消すことのできる契約は、債務が存在しないため不利な契約とはならない。

不利な契約を有している場合、企業は IAS 第 37 号に従って当該契約による現在の債務を引当金として認識し測定しなければならない

弊社のコメント

報告日時点で契約に定められる義務を満たすための不可避的なコストを評価する場合、特に標準的な契約条件を定めていない企業は、契約の不履行から生じる補償又は違約金を慎重に識別し定量化する必要がある。

11. 公正価値測定

IFRS 第 13 号「公正開示測定」は、「公正価値測定は、市場参加者が現在の市場の状況下で用いるであろう仮定(リスクに関する仮定も含む)に基づく測定日時点の出口価格の見積りである」と定めている。すなわち、測定日時点において、市場参加者はすべての入手可能な情報(通常の慣習的なデューデリジェンスの実務を通じて入手するであろう情報を含む)を用いて仮定を設定しなければならない。関連する観察可能なインプットが入手可能ではない範囲で、観察可能ではないインプットも公正価値測定に使用される。しかし、公正価値測定の目的は常に同じであり、市場参加者の観点からの測定日時点の出口価格であることは変わらない。

上記の規定から、公正価値測定は、将来ではなく測定日時点の状況を反映する資産又は負債の公正価値を伝えることを目的としている。ただし、測定日後に発生する事象及び(又は)取引は、測定日時点の公正価値を見積り際に用いた仮定(観察不能なもののみ)に新たな洞察をもたらす可能性がある。しかし、測定日時点でその状況が存在していたことを示す追加的な証拠をもたらす、そうした状況を市場参加者が知っていた、もしくは知り得た場合にのみ公正価値を調整する。

また、IFRS 第 13 号は、財務諸表利用者が報告日時点の経常的な公正価値評価に用いられた評価技法及びインプットを評価するために必要となる情報の開示を求めている。これらの情報は、公正価値測定が企業の財務業績に及ぼす影響を示唆している。

測定

それぞれの公正価値は IFRS 第 13 号に従い、使用するインプットの観察可能性に応じて、公正価値測定ヒエラルキーにおける 3 つのレベルに区分される。レベル 1(企業がアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格(無調整))、及びレベル 2(レベル 1 以外の資産又は負債において直接又は間接に観察可能なすべてのインプット)に関しては、2020 年の第 1 四半期(1 月~3 月)において市場のボラティリティが高まっている。依然として活発な市場における相場価格が存在する、あるいは依然としてインプットが観察可能なのであれば、ボラティリティが高まったとしても、測定日時点の公正価値の測定方法を変更すべきではない。

レベル 3(観察可能でないインプットが全体の測定に重要となる)に関しては、ボラティリティの増加を評価モデルに組み込むことは、報告企業にとって困難を伴う場合がある。公正価値測定に関する重要な評価や判断を行うにあたり、市場参加者がどのような状況及びそれに対応する仮定を知っていたか、もしくは知り得たかを考慮しなければならない。

金融市場におけるボラティリティは、価格が正常な動きから外れており公正価値を反映するものではないことを示唆するかもしれないが、それらの価格が秩序ある取引でない取引によるものである場合を除き、企業が測定日時点の市場価格を無視することは適切でない。秩序のある取引という概念は、公正価値測定を投売りや強制的な清算における価格と区別することに意図がある。公正価値測定は、資産又は負債の測定日時点の公正価値を伝えることを意図しており、将来の潜在的な価値を伝えることを意図していない。

公正価値測定への影響は、報告日時点の感染症拡大の状況及び特定の政府が講じる対策が、市場参加者の同日時点の評価に関する仮定にどの程度影響を与えるかに左右される

公正価値測定への影響は、報告日時点の感染症拡大の状況及び特定の政府が講じる対策が、市場参加者の同日時点の評価に関する仮定にどの程度影響を与えるかに左右される。したがって、報告日まで常に変化するこうした情報が、それまでに行われた通常の慣習的なデューデリジェンスの実務を通じて市場参加者が知っていた、もしくは知り得た関連するインプットに、潜在的にどのような影響を及ぼすかを評価する必要がある。

報告日時点で市場において入手可能となる情報は、この評価に関係する場合がある。これには、関連する市場における関連資産の観察可能な市場価格の変動に関する時期及び推移など、評価を補強する、又は覆す証拠だけでなく、報告日までに入手される市場データの通常の情報源以外からの情報なども含まれる。

開示

IFRS 第 13 号の開示目的を満たすためには、企業は、財務諸表の主たる利用者が、当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる、関連性がある開示を行うことを検討しなければならない。各社の事実と状況によっては、財務諸表利用者が感染症の拡大が公正価値評価に考慮されているかどうかを理解できるような開示が必要になる可能性がある。財務諸表利用者が、公正価値測定で用いられた仮定とインプットの選択基準及び関連する感応度を理解できなければならない。

感染症が拡大していることを考慮すると、報告日後の資産価値に重要な影響が生じている場合、後発事象に関する基準である IAS 第 10 号など、公正価値測定に関連するその他の基準の開示規定についても留意する必要がある。さらに、IAS 第 1 号第 125 項は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならないと定めている。

弊社のコメント

公正価値測定は、将来ではなく、測定日時点の状況を反映する資産又は負債の公正価値を伝えることを目的としている。したがって、企業は報告日時点の公正価値を算定するために、同日時点で市場参加者が感染症の拡大に関してどのような情報を知っていたか、また知り得たかを検討しなければならない。

12. 収益認識

コロナウィルスの感染拡大は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」が適用される既存の顧客との契約における収益の見積りに影響を及ぼす可能性がある。これは、顧客との契約に変動対価（例：値引き、返金、価格譲歩、業績ボーナス及びペナルティ）が含まれる場合、企業は一般的に契約の締結時点で、約定した財又はサービスの顧客への移転と交換に権利を得ることになる対価の金額を見積らなければならないからである。企業が取引価格に含めることのできる変動対価の金額は、対価の変動性に関する不確実性が解消された時点で認識した収益累計額の大幅な戻入れが生じない可能性が非常に高いと判断される金額に制限される。

そうした見積りを行う企業は、各報告日時点で存在する状況を見積りに反映するために、契約期間全体を通じて見積りを見直すことが求められる。そのため、コロナウィルスの感染拡大に関し、解消された不確実性や残存する不確実性に関する新たな情報を考慮し、受け取る権利を有すると見込む対価の金額に関する企業の新たな予想を反映するために、変動対価の見積り（制限される金額を含む）も見直していく必要がある。変動対価の見積り及び制限を検討するにあたり、企業には相当な判断が求められ、追加的な開示を行わなければならない場合もあろう。例えば、企業は、変動対価を見積るため、及び変動対価の見積りの制限につき評価するために使用した方法、インプット及び仮定に関する情報を開示する必要がある。企業はまた、収益の金額及び認識時期の決定に著しい影響を及ぼす判断及びそのような判断の変更を開示しなければならない。

コロナウィルスの感染拡大に関する不確実性により、企業は顧客との契約における条件の変更を検討する、あるいは企業が受け取る権利を有する対価を回収できる可能性が高いかどうかを再評価することが必要となる場合がある。契約の双方の当事者が契約の範囲又は価格（あるいはその両方）を変更することに合意する場合、企業は IFRS 第 15 号第 18 項から第 21 項に定められる契約の条件変更に関する規定に従って当該変更の影響を会計処理しなければならない。契約対価の一部のみの支払いが見込まれる状況において、どのような場合に（1）変動対価として会計処理しなければならない黙示的な価格譲歩が存在すること、（2）減損損失が存在すること（ローン、債権及び契約資産に関する個別及び集成的評価に関するセクション 3 を参照）、又は（3）取決めが IFRS 第 15 号の下で契約とみなされるための十分な経済的な実質を欠いていることを示唆しているのかを評価するにあたり、企業には相当な判断が求められる。

企業は、既存の契約に対する影響に加えて、コロナウィルスの感染拡大に伴う不確実性が将来の顧客との契約にどのような影響を及ぼすのかを検討する必要がある。例えば、回収可能性、価格譲歩や独立販売価格について慎重な検討が求められることになろう。企業はまた、商慣習における変化が IFRS 第 15 号の収益認識モデルにおいて行われる様々な判断や評価にどのように影響を及ぼすことになるのかについても評価すべきである。例えば、有効な契約の有無に関する評価、履行義務の識別及び現在までに完了した履行義務に対する支払いを受け取る権利を有しているかどうかの評価に影響が生じることが考えられる。

詳細は弊社刊行物「Applying IFRS IFRS 第 15 号：顧客との契約から生じる収益」（[Applying IFRS: A closer look at IFRS 15, the revenue recognition standard.](#)）を参照されたい。

コロナウィルスに関する不確実性が既存及び将来の収益創出契約に及ぼす影響を評価するには相当な判断が求められる可能性がある

弊社のコメント

コロナウィルスの感染拡大に関する不確実性が収益認識の会計処理、例えば変動対価の見積り(制限を含む)に及ぼす影響額を算定し、適切な開示を行うにあたって、企業には相当な判断が求められる。重要な点は、その影響は必ずしも変動対価のみに限定される訳ではないということである。感染拡大を受けて行われる意思決定(例:契約条件の変更、回収可能性に懸念がある顧客との取引の執行、取引価格の変更)は、既存の及び将来の契約の会計処理及び開示にも影響を及ぼす。

修正を要する後発事象と修正を要しない後発事象との区別は、事象が報告期間の末日時点で存在していた状況の証拠を提供するかどうかで決まる

13. 後発事象

後発事象とは、報告期間の末日から財務諸表の発行の承認日との間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の双方をいう。IAS 第 10 号は、報告期間後に発生した事象を、修正を要する後発事象と修正を要しない後発事象とに区別している。そのため、財務諸表に反映すべき後発事象(修正を要する後発事象)と、財務諸表に反映せずに追加的な開示を行う後発事象(修正を要しない後発事象)の区別をどのように判断するかが重要な論点になる。

認識

新型コロナウイルス感染症の大流行は 2019 年末近くに発生した。2019 年の終わりに「原因不明の肺炎」の症状を示す集団感染(クラスター)が中国の湖北省の省都である武漢市で確認された。2019 年 12 月 31 日、中国は世界保健機関(WHO)にこの新型ウイルスに関する報告を行った。WHO の国際保健規則に基づく緊急委員会は 2020 年 1 月 30 日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の発生を宣言した。それ以降、さらに多くの人々が感染症患者と診断され、それは中国以外の国でも確認されるようになった。中国その他の国が対策や方針を講じるようになり、2020 年 3 月 11 日、WHO は、新型コロナウイルスの感染拡大について、世界的な大流行(パンデミック)とみなせると表明した。

多くの政府が、感染拡大を封じ込めるために、渡航制限、検疫措置、ビジネスやその他の施設の閉鎖及び特定地域の封鎖(ロックダウン)を含む様々な対策を打ち出している。こうした対策は、世界のサプライチェーンだけでなく財やサービスの需要にも影を落としている。同時に経済を維持するための財政出動や金融緩和も検討されている。こうした政府の対応やその影響は今なお変化している。

感染症の拡大やその対策により影響を受ける又は影響を受けることが見込まれる企業においては、この一連の事象が企業の活動又はその資産及び負債に関して報告期間の末日時点で存在していた状況について証拠を提供するものがあるか、ある場合にはそれはどのような事象かであるかを特定する、非常に重要な判断と評価が経営者に求められる。この判断にあたっては、感染症の拡大と講じられる対策の性質及び経過に関する入手可能なすべての情報を考慮する必要がある。

開示

経営者が事象のいずれもが修正を要する後発事象に該当しないと結論付けたとしても、その影響に重要性がある場合には、当該事象の内容及び財務上の影響額の見積りを開示しなければならない。例えば、年度末以降の市場の変動が、株式投資にどのような影響を及ぼすか、そしてスポーツや社会活動に対して政府が課した措置、さらには出入国管理が営業活動等にどのように影響しているか、また影響する可能性があるか、定性的かつ定量的な記述が求められる。見積りが不可能である場合、企業はその旨を開示しなければならない。

弊社のコメント

企業は、財務諸表の主要な利用者が、財務諸表を基に行う決定に影響を及ぼすことが合理的に見込まれる、重要な事象を確実に識別し開示するための有効なプロセスを整備する必要がある。

14. 財務諸表の開示に関するその他の規定

これまで説明してきた開示規定以外に加え、IAS 第 1 号は、将来に関する仮定についての情報、及び報告期間の末日における見積りの不確実性に関するその他の主な発生要因のうち、減損の対象となる非流動資産など、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクが存在するものの開示を求めている（直近で観察された市場価格を基に公正価値で測定される資産及び負債を除く）。開示は、財務諸表の利用者が将来及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因について経営者が行った判断を理解できる方法で表示しなければならない。提供される情報の内容と範囲は、仮定の性質及びその他の状況の内容により異なる。企業が行わなければならない開示の例としては以下が挙げられる。

- ▶ 仮定の性質及びその他の見積りの不確実性の内容
- ▶ 計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する帳簿価額の感応度（感応度の根拠を含む）
- ▶ 影響を受ける資産及び負債の帳簿価額に関する、翌事業年度に見込まれる不確実性の解消及び合理的に発生可能な結果の範囲
- ▶ 不確実性が解消されないまま存在する場合、それらの資産及び負債に関する過去の仮定の変更に関する説明

報告期間の末日時点の仮定、又は見積りの不確実性のその他の発生要因が影響を及ぼし得る範囲を開示することが実務上不可能な場合、企業は存在する情報に基づいて、翌事業年度において使用した仮定と異なる結果になるものに関しては、影響を受ける資産又は負債の帳簿価額に対して重要性のある修正が求められる可能性が合理的に高いことを開示する。

企業はまた、見積りを伴う判断とは別に、経営者が企業の会計方針を適用する過程で行った、財務諸表に計上される金額に最も重要な影響を及ぼす判断についても開示しなければならない。

開示（年次報告）

感染症の拡大に直接、間接を問わず影響を受ける企業の財務諸表に求められる開示は、財務に生じる影響の度合い及び情報の入手可能性により異なる。価値の下落が前セクションに記載されるガイダンスに従って修正を要しない後発事象と判断される場合、企業は帳簿価額を修正することをせず、その代わりにその事実、及び合理的に見積ることができる場合には、財務上の影響を開示する。

感染症拡大により、企業が従前には認識又は開示していなかった債務又は不確実性が生じる可能性があるため、企業は、上記の報告期間後の資産の減損に加えて、感染症拡大が、引当金及び偶発資産/負債が含まれる領域に及ぼす影響を説明するために、追加的な情報を財務諸表に含めるべきか否かを検討する必要がある。

感染症の拡大は、翌事業年度中に、資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正が生じる追加的なリスクを確実にもたらす。

年次財務諸表を発行する時点で次の四半期報告のタイミングが迫っている企業については、感染症拡大の影響に関する定量的な財務情報が、年次財務諸表を発行する時期までに入手可能となる可能性がある。その場合、影響に重要性があるのであれば、定量的開示を年次財務諸表に含めることを検討しなければならない。

財務諸表における様々な資産及び負債の測定に関連する仮定及び見積上の不確実性に関し、感染症の拡大は、翌事業年度中に、資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正が生じる追加的なリスクを確実にもたらす。したがって、企業は、財務諸表の利用者が、財務諸表において適用された判断を理解するのに役立つ追加の開示が必要かどうかを慎重に検討しなければならない。そうした開示には、感染症の拡大に反応してより大きく変動する帳簿価額を含む財務諸表項目について、帳簿価額の計算の基礎となる方法、仮定及び見積り対する帳簿価額の感応度が含まれる。

弊社のコメント

企業は、感染症の拡大により事業に生じる混乱の度合いを検討し、利用者が財務上の影響をより適切に理解できるように、著しい見積上の不確実性にさらされる資産及び負債に関する情報を適切に開示する必要がある。

期中(期中報告)

企業はIAS第34号に従って、最後の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態及び業績の推移を理解するのに重要となる事象及び取引の説明を、その期中財務報告に含めなければならない。また、それらの事象及び取引に関連して開示される情報は、直近の年次財務報告に表示された関連する情報を更新するものでなければならない。IAS第34号は、重要性がある場合に開示が求められる事象及び取引の一覧(すべてを網羅するものではない)とともに、多くの必要な開示を定めている。例えば、重要性がある場合には、企業の金融資産及び負債の公正価値に影響を及ぼす事業環境又は経済環境の変化、それらの資産又は負債が公正価値で認識されているのか、もしくは償却原価で認識されているのかを開示する必要がある。さらに、企業はまた、報告期間の末日以前に救済されることになかった融資の不履行又は融資契約の違反、及び重要性がある場合の、金融商品の公正価値を測定するにあたり使用する公正価値ヒエラルキーのレベルの変更を開示しなければならない。IAS第34号は、企業の期中財務報告の利用者は、企業の直近の財務報告にアクセスできるということを推定している。したがって、期中財務報告に対する注記は、直近の年次財務報告における注記において報告されていた情報のうち、比較的重要ではないものについては更新する必要がない。しかし、大半の企業が、急速に拡大する感染症の影響を受けるようになったのはごく最近のことであり、多くの関連性のある情報を最後の年次財務報告に含めていない可能性があり、したがって、特に関連性がある場合には、期中財務報告に関し本稿で解説している論点についてより包括的な開示を含める必要がある。

他の基準書が、完全な一組の財務諸表に求められる開示を定めているが、企業の期中財務報告に、IAS第34号に記載される要約財務諸表のみが含まれる場合、他の基準書に定められる開示は強制適用とならない。しかし、開示が期中報告の観点から必要になる場合、他の基準書は、それらの項目の多くに対する適切な開示に関するガイダンスを提供している。これらの規定を考慮し、企業固有の事実及び状況に応じて、要約期中財務諸表においては、よりハイレベルな開示が適切となる可能性がある。

15. その他の会計上の見積り

上記以外にも、経営者が IFRS に従って行わなければならない、以下のような重要な会計上の見積りが存在する。これらの見積りには一般的に、資産の将来の回収可能性に関する経営者の仮定が含まれる。

- ▶ IAS 第 2 号「棚卸資産」に定められる棚卸資産の正味実現可能価額
- ▶ IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」及び IFRS 第 16 号にそれぞれ定められる有形固定資産、無形資産及び使用権資産の残存耐用年数及び残存価額。

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 001342-20Gbl
I の翻訳版です。

shinnihon.or.jp